

プレスセミナー報告 2014年3月4日 開催

テーマ「血のつながりのない親子に関する最近の最高裁判例の意義と動向」

報告者 山崎 新 会員

2013年度8回目のプレスセミナー（旧記者懇談会・ティーミーティング）は、性同一性障害で性別変更した男性と血縁関係のない子との嫡出推定の適用を認めた最高裁の決定（平成25年12月10日）を受けて、同事件の抗告代理人弁護団の山崎新会員を講師に迎えて行われた。マスコミからは、4社から6名の論説委員・記者の参加があった。

初めに、山崎会員から事件の経過について解説がなされた。性同一性障害者（GID）は、性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「特例法」）によって、審判に基づき戸籍上の性別を変更すると、変更後の性で結婚することができる。本件では、特例法によって戸籍を男性に変更した当事者が、女性と結婚して、非配偶者間人工授精（AID）によって子どもをもうけたケースで、兵庫県で嫡出子としての出生届を提出したが、市に受理されなかった。その後、東京都新宿区に転籍して出生届を提出したところ、新宿区はこれを受理した上で、職権で父の欄を空欄の嫡出でない子として戸籍に記載した。そのため、その戸籍の記載の訂正を求める審判を起こした。東京家裁は却下決定をし、東京高裁も抗告を棄却したが、最高裁は原決定を破棄して戸籍の訂正を許可した。なお、弁護団では、他に2人の子のケースを受任していたが、それぞれ事件の係属中に最高裁決定が出たため、1件は最高裁の決定に従った審判が出され、もう1件は取下げで終了した。

次に、山崎会員から、法的論点につき解説がなされた。嫡出推定制度（民法772条以下）は、元々

家庭の平和を維持し父子関係を早期に確定することを趣旨としているため、血縁関係がないことが事後的に判明しても嫡出子として扱うことを前提としている。また、最高裁は、母親が夫の子を懐胎することが不可能であったこと（＝夫婦の実態が失われていること）が外観上明らかである場合に限って嫡出推定が及ばない（推定の及ばない嫡出子）という立場を採ってきた（外観説）。そのため、本件のポイントは、特例法によって性別の取扱いを変更したことが、上記の「外観」に該当するかどうかにあった。

最高裁は、特例法により変更後の性での婚姻を認めながら、婚姻の主要な効果である嫡出推定の適用を認めないのは相当でないと判断した。最高裁の決定を受けて、平成26年1月27日の法務省通達により、GIDでAIDを利用する人の出生届は嫡出子として受理すること、これまで婚外子とされていた子や特別養子縁組した子についても戸籍を嫡出子と職権訂正することとされた。

解説に続く質疑応答では、マスコミ側から、「血縁関係のない嫡出子が本決定によりオーソライズされ、法定相続分における差別もなくなる中で、嫡出子は法律的にどのような意味があるのか」、「最近、DNA鑑定で血縁上の親子関係が簡単にわかるようになってきた中で、婚姻中の子の嫡出推定を重んじるのか、血縁関係を重んじるのかは悩ましいと思うが、整合性をどのように考えていくのか」といった質問がされて、活発な意見交換がなされた。

（広報室嘱託 伊藤 敬史）